

査読論文

利益とは何か，業績とは何か — 純利益と包括利益の情報価値比較 —

藤田 敬司*

要 旨

IASBの予備的見解[2008]は、資産負債と損益とキャッシュフローを一元的に示す革新的な財務報告形式を提案している。利益については、損益計算書による当期純利益にその他包括利益を加えた純資産増加額（資本取引による純資産の増減を除く）を包括利益とする単一式計算書形式を提案している。その目的は、事業活動（営業活動+投資活動）と財務活動をキャッシュフローに連動させて示すものである。

当期純利益を無視する従来のIASBイニシャティブに対し、わが国の産業界および会計学会には従来から根強い反対意見があったが、米国基準で連結包括利益報告書を公表している総合商社を例にとると、包括利益概念に有効性が認められる。2007年3月期はその他包括利益が純資産を著しく増加させたが、逆に2008年3月期は当期純利益の過半を侵食し、2009年3月期には包括利益ベースでは赤字に転落したケースもあり、累積その他包括利益を含めた1株当たり純資産の変動が株価変動と連動する場面もみられるからである。

わが国では、累積その他包括利益を評価換算差額等と呼び、現象面にとらわれて本質をみることが少ないが、報告形式がその他包括利益を重視するように変われば、いままでも防備だったリスクポジションを見る目が変わり企業はポジション管理を強めるであろう。

もともと純利益とその他包括利益の2つの利益概念の境界線はあいまいであり、対立した関係を堅持するよりも、できるだけ純利益処理に移行させる新会計基準も開発されつつある。いずれにせよ、包括利益は事業活動および財務活動の業績を判定する指標である。

キーワード

当期純利益，その他包括利益，累積その他包括利益，包括利益，IAS1号，IASB予備的見解 [2008]

I. はじめに

利益追求を主たる目的として設立された企業とその利害関係者にとって、「利益とは何か、

* 連絡先：藤田 敬司
機関/役職：立命館大学経営管理研究科/教授
機関住所：〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1
E-mail：tafujita@ba.ritsumei.ac.jp

業績とは何か」は常に新鮮であり重大な関心事である。企業の活動と組織は事業環境の変化に対応して経営目標が変わり、外部アナリストの見る目が変わり、制度としての財務報告の表示方法も変わることがあるからだ。

わが国も近い将来 IASB (国際会計基準審議会) を導入することはほぼ確実にってきた。準備中の企業にはルール主義から原則主義への移行をめぐる実務上の戸惑いもみられるが、最大関心事の1つは、損益計算書を迂回することなく貸借対照表の純資産の部に直入される評価換算差額等 (米国基準採用企業では「累積その他包括利益」) の期中増減額が、損益計算書上の当期純利益とともに、期間業績の1部とみなされるようになることである。

この会計報告要領はすでに、米国基準としては SFAS130号 (1997) により、国際会計基準としては IAS 1号 (2005年改訂) によりすでに実務化されている。2001年に IASB が成立してからは業績プロジェクトとして検討してきたテーマであり、純利益の表示を止めて、未実現利益から実現利益へのリサイクルも禁止する案が話題を呼んだことがある。

2008年10月に IASB が出したディスカッションペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」(以下、「予備的見解」と呼ぶ) は、現行基準 IAS 1号 (2007) と同様、Other Comprehensive Income (OCI, その他包括利益) — Accumulated Other Comprehensive Income (AOCI, 累積その他包括利益) の期中増減額 — を含めた純資産の増減をもって Comprehensive Income (包括利益) と呼ぶが、損益計算書と包括利益計算書から成る2計算書方式を暫定的に選択肢として認めている IAS 1号と異なり、予備的見解は当期純利益と OCI なら成る単一式包括利益計算書に絞るとともに、未実現利益から純利益へのリサイクルも認めている。

IASB が包括利益の優位性を主張する背景には、いまさらいうまでもなく、貸借対照表重視の資産負債中心の考え方があり、資産保有目的にとられることなく公正価値測定範囲を広げることにより、資本取引以外による純資産の増加をもって企業活動の業績とみようとする意図がある。このような考え方や意図にはどのような合理性があり、どのような問題点があるかを検討するのが本稿の目的である。

今回 IASB が提案した単一式包括利益計算書のハイライトは、キャッシュフローと包括利益計算書の調整表であり、キャッシュフローには資産負債の変化を連動させるところである。資産負債の増減内容をキャッシュフローによるものと、発生ベースによるものに区分し、ビジネス (営業と投資) と財務に分け、非継続事業損失も分離表示する。現状のキャッシュフロー計算書と貸借対照表と損益計算書はバラバラであり、その三者を一表にまとめてしまおうというのだから会計報告のデザインとしては画期的である。予備的見解によれば、一枚岩のように緊密に連携した会計情報を提供するのが目的である。たしかに、種々の財務諸表のどこどこがつながっているのか見にくいことは確かだ。真の目的は財務諸表間の連携を明らかにすることだけではないであろう。資産負債アプローチを徹底し、もれない純資産の増減をとらえようとしているはずである。

では、産業界が執着する当期純利益はどうなるのか。サブトータルとして当期純利益にその他包括利益を加減し、その合計として包括利益を示すから、一里塚としての当期純利益は残る。消えて無くなるわけではないが、損益計算書が包括利益計算書に吸収されて消滅すれば、その存在感は確実に希薄化するであろう。

代わって登場するのは、いままで日陰の身だったその他包括利益である。事業活動とは無関係に発生する夾雑物だとか、投資判断を妨げる邪魔者とかいわれてきたが、この金融危機およびその後の回復期には無視できない存在になっている。リスクから解放された利益が当期純利益であり、リスクから未開放部分がその他包括利益だという2項対立の考え方よりも、市場リスクと正面から向き合う経営姿勢が業績の一部として評価される時代に入っているように思われる。

II. 包括利益概念の誕生から具体化まで

1. 当期利益主義から包括業績主義へ — 包括利益概念の淵源

米国の会計原則審議会意見書 APB 9 号 (1966) は、営業活動の結果 (results of operations) をいかに報告すべきかについて、相対立する2つの意見を比較検討した結果、「企業の通常の反復的営業活動によって生まれる期間利益に重点を置くとともに、前期修正項目を除く特別損益は本業の利益から分離して報告すべきである」と結論するに至った (par. 17)。

当時の相対立する2つの意見とは次のようなものであった。

- ① 特別項目や非反復的項目は排除し、当期の通常の営業活動から得られる業績 (current operating performances) のみを報告する。
- ② 営業活動の結果であるすべての収益費用のほかに、所有者持分の当期変動額 (ただし支払配当を除く) を含めて、あらゆる利益 (all inclusive income) をすべて報告する。

当期中の営業努力の成果である経常利益に限定して報告すればよいという①を当期業績主義と呼ぶならば、当期の営業努力による損益以外の利得損失も含める②は包括業績主義である。通常の営業利益に限定して報告すべきという上記①はまた、当時の米国では連結会計基準 ARB 51 (1959) にもみられた。連結対象にすべきはその事業が親会社事業と同質な子会社に限るべきであるという考え方がそれであり、業種が異質 (non-homogeneity) である子会社は連結対象外とすることを認めていた。たとえば、製造業の親会社に対して、金融・保険業の子会社等は連結対象から外すことができた。米国の主要メーカーである GE であろうと GM であろうと、わが国のソニーであろうと、これらのメーカーではいまでは金融事業は重要セグメントであるが、物づくりが盛んであった当時は、本業外の子会社は連結外子会社として扱っても必ずしも不自然ではなかったであろう。

上記①が当期利益から除外する特別項目とは、尋常ではない信用不安による損失、反復的取

引に係る非日常的調整、再販売以外の目的で取得した資産の売却益、通常保険を掛けないリスクからの損失、無形資産や社債の除却損などであった。APB 9号の結論は、①当期業績主義から包括業績主義へ大きく近づいたが、前期修正項目を除く点では完全なる意味での包括業績主義②とも異なる。

APB 9号が、営業利益に重点を置くべきという結論付けたことは先に述べたが、損益計算書のなかで、特別項目は営業利益から分離して報告するよう求めたのであった。この考え方は、わが国企業会計原則による、営業損益と営業外収支の区分、経常損益と特別損益の区分に生きており、いまや普遍的である。したがって、①と②がもつ情報価値の優劣関係を討議する意味はもはやないが、今後のフロー情報とストック情報の討議においても参考となることは、複合情報の方が単一情報よりも有用性は高く、全体情報のもつ価値は部分情報価値を凌駕するというシンプルな事実である。しかしながら、全体情報は一定の尺度に従って整然と区分されていなければ使い物にならない。本業と周辺業務、実現利益と未実現利益といった区分が実務化されているが、後ほど述べるように、整然と区分することは容易ではない。そこに包括利益概念が誕生した淵源がある。

2. 損益計算書における特別損益と非継続事業損益の区分

APB 9号によって包括利益主義は前進したが、前期修正項目以外のあらゆる利益を報告するにしても特別損益(gains& losses)の識別規準や、それらを経常損益(revenue& expenses)と区分報告する要領は必ずしも明確ではなかった。

そこで改めて公表されたのが意見書 APB30号(1973)である。それによれば、特別損益は、取引事象の異常性(unusual nature)と発生する頻度(infrequency of occurrence)によって判断するするとともに、経常利益と非継続事業等(discontinued operations)に係る特別は、税引き後利益ベースで区分表示するよう求めた。

APB30号は今日の実務モデルを示しているといわれることがあるのは、現行の米国基準による損益計算書では、継続事業に係る税引き後損益から非継続事業に係る税引き後損益を整然と区分するからであり、わが国のように経常損益と特別損益を明確に区分したカテゴリーとしては表示していない。非継続事業は客観的に区分できるが、経常・特別の区分はあいまいになり易く、経営者の恣意的な判断に委ねられるからである。

いずれにせよ APB 9号および30号が出た1960~70年代の当期業績主義と包括業績主義を巡る論議は、あくまでも損益計算書による報告とその表示方法に終始し、情報量に優れる包括主義の採用で決着をみたのであった。

ところが、包括利益概念は貸借対諸表上の株主資本以外の純資産の増減を巻き込む方向へと進展した¹⁾。

3. 包括利益概念誕生の背景 — そのⅠ

包括利益という概念が誕生した背景としては、資本市場のグローバル化があり、為替相場や資本移動に係る規制緩和がまず考えられる。その結果として金融取引に伴うリスクは飛躍的に高まったからである。市場変動リスクの高まりにより、金融資産を取得原価プラス低価法で評価しては財務状態を適切に報告することができなくなり、時価や公正価値による報告が必要になってきた。利益概念も収益費用中心観から資産負債中心観へとシフトした。

具体的には、1971年のニクソンショックのあと、外国為替相場は変動制に移行し、外貨建取引や海外投資が増え、外貨建債権債務やその変動リスクを緩和または排除するための金融商品が多く用いられるようになった。外貨建取引や債権債務を国内通貨に換算する会計基準としては、1976年にはSFAS 8号が、1981年には現行の外貨換算基準SFAS52号が公表された。まず在外子会社の財務諸表を親会社の財務諸表に連結するには、資産負債は期末レートで換算する一方、収益費用は発生時レートまたは期間平均レートで換算する。そこから発生する換算差額は当期利益としないためには資産または負債で持ち越すか、資産負債の定義に合わなければ資本の部で持ち越すほかない。

連結財務諸表の作成上、親会社の投資と在外子会社の資本を相殺消去する際に外貨換算調整差額（親会社の投資時レートで固定した円貨額と子会社資本の期末レート換算額との差額）が発生する。これは海外投資に係る一時的な為替変動差額であり、それを損益計算書に反映させれば当期損益を不必要に攪乱させると考えられ、それを防ぐためには貸借対照表項目で持ち越すほかなかったのである。しかしながら、概念フレームワークでは、将来キャッシュフローの流入に結び付くのが資産負債であるから、表示箇所は純資産の部に限られるが、株主払込資本や実現した利益剰余金ではない。流浪の民のようにさまよったあげくようやく見出した安住の場所が、国際的会計基準では累積その他包括利益であり、わが国会計基準では株主資本以外の純資産の部を構成することとなった「評価・換算差額等」というカテゴリーである。後者は仮勘定という受け止め方であるが、欧米では実態としては利益とみている。これからのIAS導入に少なからぬ支障をもたらす差異であろう。

米国基準では、その他外貨建長期投資のヘッジ手段に係る利得損失も、投資を引き揚げるまではSFAS52号によってここに表示する。なお、その他有価証券、キャッシュフローヘッジ、年金会計に係る項目については、その他包括利益をなくし当期純利益へ移すための新会計基準設定への動向に含めて後述する。

4. 包括利益概念誕生の背景 — そのⅡ

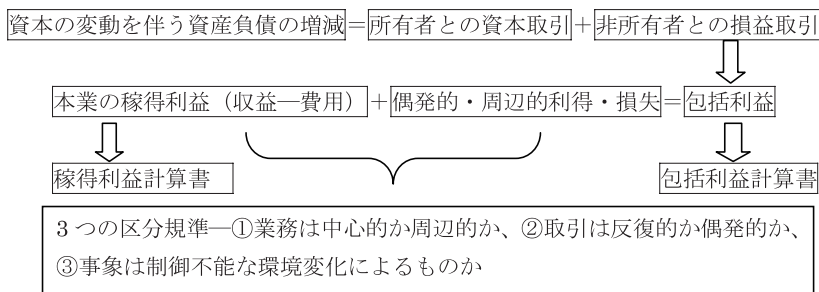
FASBが包括利益という概念を導入したのは、1980年の概念ステートメントSFAC 3号がはじめてといわれているが、それをスーパーシードした1985年のSFAC 6号による資産負債中心アプローチでは、包括利益を、「事業体の取引およびその他の事象による持分（純資産）の期

間増減額から、所有者取引(増資や配当)による増減額を除いたもの」と定義した。また、SFAC 5号の収益費用アプローチ(正確には、収益費用中心観から資産負債中心観への移行過程にあった混合アプローチ)によれば、稼得利益計算書と包括利益計算書(Statement of earnings and comprehensive income)は、両者あいまって、ある期間における本業およびその他すべての取引から生まれる持分の増減(所有者との資本取引による増減を除いて)を反映する。前者の稼得利益(earnings)は、概ね今日の当期純利益に相当するが、正確には本業から生まれる成果としての当期業績(performance for a period)を表し、会計処理変更による影響を除いたものである(pars. 33, 34)。

後者の包括利益は、偶発的(incidental)または周辺的(peripheral)な成果を表し、経営者のコントロールが及ばないその他事象や環境の変化に起因するものが含まれるとみた。

SFAC 5号と6号による包括利益概念を中心とする資本変動と財務報告の関係は下記図表1にまとめることができる。増減する純資産のうち非資本取引による増減額が2つに別れて本業による稼得利益は稼得(損益)計算書に、偶発的・周辺的業務による損益との合計が包括利益である。いかに2つに区分するかが問題となるが、最下欄にまとめた3つの規準についてはIV章で検討する。

図表1 資本変動と包括利益と財務報告の関係



このような包括利益は純資産のすべての増減理由を明らかにする有用な情報を投資家はじめ、利害関係者に提供することができると考えられている。この定義による包括利益は、営業収益の実現とそれに見合う発生費用を対応させることによって認識される稼得利益(earnings)だけではなく、本業外の損益や臨時特別損益も含む。それだけではなく、純資産変動額を含むようになり、画期的な包括利益概念が誕生したことになる。利益計算における収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換を告げるものであった。

しかし、偶発的とか周辺的というレッテルに意味があるのか、中心的・反復的との具体的な境界線は何かと問えば、答えは必ずしも明らかではない。2008年に経営破たんしたGMでは金融利益が全体利益の70%を占めていたように、国際競争の激化や産業構造の変化により、

本業と副業の区分基準はあいまいであり主客逆転もあり得るのである²⁾。

5. 包括利益概念誕生の背景 — そのⅢ

OCI（その他包括利益）を、上記3で指摘したように、わが国では市場変動の影響を一時的に収容する仮勘定と受け止める一方、欧米ではその実態を、上記4でみたように、偶発的・周辺の利益として認識する。

しかしながら、金融のグローバル化と市場の規制緩和により、金利為替相場の変動が恒常化すると、本業の稼得利益を偶発的・周辺の損益と区分する意義が乏しくなってきた。リスク資産負債の保有ポジションをコントロールすること、あるいはオプションやスワップ契約によって市場リスクをヘッジすることも本業の内に含まれると理解されるようになってきた。これが包括利益概念の定着する第3の背景として考えられる。

FASBが1997年にSFAS130号を公表したのは、概念ステートメント6号による包括利益計算書を実行に移す第1歩とするためであった（par. 5）。まず、在外子会社への外貨投資等にかかる外貨換算調整勘定（Foreign Currency Translation Adjustments）やヘッジ手段としてのデリバティブを公正価値で測定し認識する際の評価差額など、包括利益の定義に合う項目（貸借対照表上の資産負債に散在していた項目やオフバランス項目）を累積その他包括利益として資本の部に表示して報告するよう求めた。これに対して米国の産業界は猛烈に反対し、FASBとの間でギブ&テイクの取引もあったかといわれるが（Zeff, S. A. [2002]）、外貨換算調整が株主持分である資本（equity）の一部になり、しかも利益（income）の予備軍とみなされるのであるから、外貨換算調整のための仮勘定が株主持分である資本（equity）の一部になり、しかも利益（income）と呼ばれるのであるから、次のような事情も勘案すると経営者にとっては決して受け入れられない話ではなかったとも考えられる。

1985年のプラザ合意を境としてドル相場は急激に下落したが、円高ドル安によって外貨換算調整勘定が大幅に悪化し純資産を大幅に減らす最近のわが国企業への影響とは逆に、米国企業にとっての資本直入処理は資本充実に貢献したはずである。たとえば、1ドル250円のときの対日投資は、1ドルが100円となると米国の親会社の投資価値は2.5ドルとなる。換算差額1.5ドルは資本を増やす結果となる。わが国企業へのマイナスインパクトとは逆の効果があったはずである。包括利益の定義上、偶発的（incidental）または周辺の（peripheral）な成果には、経営者のコントロールが及ばないその他事象や環境の変化に起因するものも含まれるのであるから、当期純利益だけでなく、為替相場変動によるフロック的成果も業績となる。これだけとってみれば、米国には包括利益概念に反対する経営者はいないであろう。包括利益は為替相場だけで増減するものではないが、少なくとも円高ドル安相場に関する限り、わが国企業と米国企業の包括利益に与えるインパクトは逆向きである。

6. 包括利益概念誕生の背景 — そのⅣ

非金融業にあっても、剰余金を市場性ある有価証券を保有することによって運用している。子会社関連会社株式や満期保有目的有価証券以外の有価証券についても、透明性の高い会計報告をするには、毎期公正価値で測定しなければならない。しかし、中長期保有目的の有価証券の評価差額である未実現損益をすべて損益計算書に表示することは、非金融的営業活動の会計処理に適用されている利益認識の原則とは整合しない。よって損益計算書の外で認識しなければならない。これが有価証券の1部 (available-for-sale, 売却可能有価証券, わが国ではその他有価証券) に係る未実現損益を、貸借対照表の資本の部に直入し、AOCIの一部とする理由である。

ところが、売買目的で保有する有価証券の未実現損益を損益計算書で認識する実務も広く行われている。全面時価会計を提唱したJWG [2000] は、潜在的には同一の金融商品に係る未実現損益を経営者の保有意図によって損益計算書で認識したりしなかったりするの首尾一貫性がないとみた (par. 6-169)。

投資によるリターンを最大化するには、同一銘柄の有価証券であっても、情勢判断により短期売買と中長期保有の間で目的変更を行うことは、一定の要件を満たせば現実に行われている。わが国の金融商品会計基準実務指針は欧米に比べて当初定めた保有区分を変更することに厳しいが、今回の金融危機では世界的に要件が緩和された。この事実は、醍醐 [2009] が指摘するように、「保有目的別会計基準が根拠の希薄な基盤の上に成り立つルールであることを物語っている」³⁾。

保有目的別会計は、実現利益と未実現利益の区分経理を必要とするため、売却可能有価証券を売却した場合には、ダブルカウントを避けるために未実現利益をOCIから減額し、損益計算書上の利益に振り替える再分類調整 (reclassification adjustments) を必要とする (IAS 1, par. 93)。

これが未実現利益から純利益へのリサイクルであるが、収益費用中心観が根強く残り当期純利益を一挙に失くすことができない過渡期特有の処理であって、単一式包括損益計算書の基本的考え方である資産負債中心観を徹底すればするほどリサイクルさせる必要性は減退してゆく。2009年7月IASB公表の金融商品会計基準改訂案にはリサイクルしない案が見られるのはその証拠である。

7. 本章のまとめ — 当期純利益とその他包括利益の相違点

(1) 利益概念のうち実務上最も重要な部分集合 (subset) は、Barker R. [2004] によれば、稼得利益 (earnings) であり、当期純利益とほぼ同意語である (SFAC 5号, par. 33)。稼得利益は、製品の生産販売、役務提供など最も主要なまたは中心的な営業活動 (operations) から生まれる (SFAC 5号, par. 83)。その場合の収益 (revenue) は、積極的に稼得する (earning)

するのであって、稼得プロセス (earning process) を伴わない取引・事象によってもたらされる利得 (gains) とは区別される。

最も純粋な当期利益、最も忠実に期間業績 (performance) を表す純利益は、当期に関係がない項目 (会計方針の変更による前期以前の累積利益の調整など) は除かれる (par. 34)。

(2) その他包括利益は、損益計算書を迂回 (bypass) して資本の部に直入される。非本業的で例外的な項目 (non-operating exceptional items) ともいわれる。わが国ではもともと損益とは認識されず、特別立法により資本充実に充てることを認められた固定資産再評価益、仮勘定として資産負債に計上されていた外貨換算調整勘定、時価会計基準が適用される前にはオフバランスとなっていた金融商品の含み損益が2つ、計4項目がすべてであり、純資産の部に計上するようになったのはごく最近のことであり歴史が浅い。いずれも資産負債項目でないことは確かであるが、とりあえず純資産の部に寄寓する仮勘定ではない。それを評価換算差額等と呼び、株主資本から除外しても、国際的会計基準ではネーミングからして損益であり、普通株主持分の1部であることに変わりはない。したがって、わが国 GAAP においても、1株当たり純資産計算では、新株予約権や少数株主持分は除外しても、評価換算差額等は含める (当該適用指針59項)。

米国 GAAP では、前記 I の1でみたように、当期業績主義の影響で損益計算書から除外された項目が多い。Barker R.[2004] によれば、米国 GAAP では、SFAS130が指定するよりも多い7項目あるが、下記図表2のように、わが国会計基準による純資産の部直入の4項目であり、国際会計基準では4項目である。

図表2 損益計算書を迂回する資本直入項目の国際比較

	米国基準	国際会計基準	日本基準
① 固定資産再評価差額	NA(適用外)	○(IAS16)	○(土地)
② 外貨投資換算差額	○(SFAS52)	○(IAS21)	○
③ 最小年金債務	○(SFAS87)	NA	NA
④ デリバティブ未実現損益	○(SFAS133)	○(IAS39)	○
⑤ 売却可能有価証券時価評価	○(SFAS115)	○(IAS39)	○
⑥ 税金関係	○(SFAS109)	NA	NA
⑦ 会計処理変更関係	○(SFAS11)	NA	NA
⑧ 優先株式配当および償還損	○	NA	NA

Ⅲ. 米国会計基準による包括利益報告

1. 累積その他包括利益に表れた金融危機の影響

米国におけるサブプライム住宅ローンに係る証券化商品の格付けダウンからはじまった金融

危機の影響はまず信用収縮と為替相場・株式相場の変動として顕在化した。次いで実体経済に及んだ影響は取引の低迷や原材料価額の低下となって表れたが、売却可能有価証券(その他有価証券)と海外投子会社投資が多い総合商社を例にとってみると、2008年3月期の報告では純資産としてのAOCIが激減している。

米国基準によって連結財務諸表を作成開示している総合商社を例に選んだ理由は、AOCIを直接的にまたは間接的に開示していることと、金融危機のあおりで巨額赤字に陥った自動車・電機等業界と異なり、石油ガスや鉄鉱石資源への海外投資から得られた本業業績(当期純利益)は順調に推移する一方、円高と株価下落の影響によって「累積その他包括利益」は著しく悪化し、仮に包括利益ベース(当期純利益から累積その他包括利益の減少額を差引いたもの)で業績を判定すれば、黒字から赤字に転落したからである。

本章では、米国基準適用の総合商社2社の例を取り上げる。1つは包括利益を間接表示している三菱商事の連結財務諸表であり、もう1つは包括利益を直接表示している三井物産の連結財務諸表である。

2. 三菱商事の連結財務諸表

総合商社三菱商事の2009年第2四半期決算報告を図表2にまとめてみると、バブルの絶頂期の2007年3月期には、その他包括利益が純利益を40%強押し上げたが、金融危機の影響が表れた2008年3月期には、逆に当期純利益の70%弱を減らし、2009年3月期の第3四半期では包括利益は2千億円の赤字に転落した。なお、その他包括利益の項目ごとの対象資産負債と会計処理基準は次のとおりである。

① SFAS115号により、すべての債券(社債、コマーシャルパーパー)および市場性ある株

図表3-1 三菱商事(株)の連結包括損益計算書(米国基準, 単位: 百万円)

	07・3期 年間	08・3期 年間	09・3期 第1 & 2 四半期	09・3期 第3 四半期
当期純利益 (うち有価証券損益)	415,518 (85,649)	462,788 (48,743)	289,199 (△19,734)	152,014 (△19,578)
その他包括損益(税引後)				
① 未実現有価証券評価 損益(評価益残高)	76,341 (627,922)	△180,981 (446,941)	△99,843	△196,842 (329,953)
② 未実現デリバティブ 評価損益	9,917	9,746	△39,899	△56,390
③ 年金給付債務調整額	1,831	△40,965	△194	58
④ 為替換算調整勘定	80,097	△102,843	△95,494	△99,382
その他包括利益合計	168,186	△315,043	△235,430	△352,556
包括利益	583,704	147,745	53,769	△200,542

(出所: EDINET による同社有価証券報告書および四半期報告より合成)

式は、売買目的有価証券や満期保有有価証券を除き、売買可能有価証券に分類され、その未実現時価評価額は売却までここに計上する (par. 13).

- ② SFAS133号により、Cash Flow Hedges 手段としてのデリバティブの未実現評価損益はヘッジ対象の損益実現までここに計上する (par. 46 ほか).
- ③ SFAS158号により、年金資産の公正価値と退職給付債務の差異は資産負債として認識するが、従来は未認識であった数理計算上の差異および過去勤務債務は、償却するまでここに計上する (par. 4).
- ④ SFAS52号により、在外事業体に対する純投資の為替リスクヘッジ手段の公正価値変動額は、他の換算差額と同様、ここに計上する (par. 20).

なお、同社は2009年3月期決算において、2008年3月期について遡及的な調整を行っており、前年度比較の包括利益は次のような内訳となった。(単位：百万円)

図表 3-2 三菱商事(株)年度別比較表

	2009年3月期	2008年3月期	増減比較
当期純利益	369,936	470,859	100,923
その他包括利益	△754,878	△283,472	△471,406
包括利益	△384,942	187,387	△572,329

(出所：同社平成20年度報告書)

2009年3月期の同社当期利益3.699億円は、わが国企業の中ではトップクラスであるが、その他包括利益△7,549億円(主な内訳は、未実現有価証券評価益の減少額：△2.832億円、為替換算調整勘定：△3,732億円など)は当期利益の2倍超に達した。

その結果、包括利益は3,849億円の赤字に転落し、自己資本は4,901億円減少した。上記比較表は、単一式の包括利益計算書は報告していないため、連結貸借対照表と連結資本勘定計算書から合成したものである。

なお、1株当たり情報によれば、累積その他包括利益の激減を反映した1株当たり純資産は、単体ベースでは803円、連結ベースでは1,450円である。株価は2009年3月には1,080円まで下落した。このような事実を以て包括利益情報の有効性が証明されたとはいえないが、その後のAOCIの改善と株価上昇の関係をみても、当期純利益単独よりも包括利益の方が株価形成には有益な情報を提供している可能性がある。

3. 三井物産の包括利益計算書

下記図表3は、2009年3月期および2008年3月期の連結財務諸表から作成した。包括損益計算書は、連結資本勘定増減表から切り離されて、当期純利益とその他包括利益(税引後)の項目別内訳および累計額を示している。

この損益計算書は多段階方式をとっているが、その他収益費用には営業外収支の他に販売管

理費や、固定資産処分損益や減損、有価証券売却損益や評価損など臨時的周縁的損益（わが国でいう特別損益）も含まれている。上記Iの2項でいう包括主義による計算書であり、非継続事業の損益を区分掲記している。

売却可能有価証券（その他有価証券）の売却損益やヘッジ手段としてのデリバティブ実現損

図表4 三井物産株の〔要約〕連結財務諸表（米国基準、単位：10億円）

貸借対照表	2009年3月末	2008年3月末
資産合計	8,384	9,538
負債合計	6,253	7,110
小数株主持分	229	244
株主資本*①	2,304	2,209
累積その他包括損益	△422	△25
資本合計	1,882	2,184
負債および資本合計	8,364	9,538

*①自己株式控除後

損益計算書	2009年度	2007年度
売上総利益（収益－原価）	1,016	988
その他収益費用*②	△769	△586
法人税等	△120	△172
少数株主持分損益	△35	△45
関連会社持分損益	85	154
非継続事業利益（税後）	－	71
当期純利益	177	410

*②販売管理費、営業外収支、固定資産関連特別損益を含む

連結資本勘定増減表	2008年度	2007年度
株主資本*①	2,411	2,209
累積その他包括損益		
期首残高	△26	261
未実現有価証券保有損益	△96	△118
外貨換算調整勘定発生額	△250	△127
確定給付年金制度	△36	△34
未実現デリバティブ損益	△13	△8
期末残高	△421	△26

包括損益	2008年度上半期	2007年度年間
当期純利益	177	410
その他包括損益	△395	△286
包括損益	△218	124

（出所：第90期 報告書に基づき要約合成した）

益相当の累積その他包括損益および在外投資の売却・清算に伴う為替換算調整勘定は、ダブルカウントを避けるために、貸借対照表の累積額を減らし、当期純利益を通じて利益剰余金へとリサイクルさせている。

4. SFAS130号による包括利益の報告要領

米国基準 SFAS130号は、包括利益の報告には、書式は特定していないが、①損益および包括利益計算書の1計算書形式を選ぶか、②当期純利益は損益計算書、当期純利益からはじめる包括利益は包括利益計算書の2計算書形式を選ぶか、③株主持分計算書で報告するかは企業の判断に委ねられている。

いずれの方式が純資産の増減に関心をもつ投資家の意思決定に便利かといえば、収益費用から始まって包括利益合計までを1表で示す①が最も分かり易いことは明らかであろう⁴⁾。次には三井物産の例でみたように②が分かり易い。③は、三菱商事の例みたように、貸借対照表と株主資本計算書に情報が分散しているため、包括利益の増減ふりをとらえるのに多少手間がかかる。いずれにせよ、当期純利益を残し、未実現利益が実現すれば AOCI から当期純利益への再分類とリサイクルを認めている。

IV. わが国における包括利益概念の具体化と否定的意見

1. 資本直入項目の増加

金融商品会計基準の設定に関する意見書（平成11年、企業会計審議会）は、その他有価証券の評価差額を、損益計算書を経由せずに直接資本の部に計上することにした。そのときの考え方は「その他有価証券の時価の変動は投資家にとって有用な情報であるが、事業の遂行上の必要から直ちに換金・売買を行うには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適当ではないと考えられる」というものだった。同じく平成11年改訂の外貨換算基準は、在外子会社の財務諸表を外貨換算するときに発生する差額や投資と資本の相殺消去から発生する差額は、従前の資産負債記載から資本の部記載に改めたが、国際的な会計基準との調和化や比較可能性の確保が先行した改訂であった。

わが国では、当期業績主義に反する損益項目を損益計算書から排除して資本直入するようになったのではなく、もともと実現基準などに合わなかった損益項目であり、オフバランスとなっていた金融商品商品の評価損益や資産の部に仮住まいしていた換算差額を一時的に収容することになったものである。一時的に収容するとは、損益が実現すれば損益計算書に計上され、当期純利益として利益剰余金へとリサイクルさせる点では国際的基準と異なるところはない。ただし、累積その他包括利益（Accumulated Other Comprehensive Income, AOCI）とは呼ばないところは依然として国際的会計基準と異なるところであるが、会社法計算規則には、会計の

国際化の先取りかどうかは不明であるが、選択肢として包括利益表示を認める規定もある⁵⁾。

連結財務諸表における少数株主持分が負債と資本の中間表示から純資産の部表示に変わったのと同じように、国際的基準への収斂のための変更は単なる表示変更に終始し、その変更が意味するところを徹底する動きは鈍い。SFAS160やIAS27号では、少数株主持分の純資産の部表示は、その論理的帰結として、親会社と少数株主の間の持株売買取引は、親会社の子会社支配が続く限り資本取引であることを意味するが、わが国では原則として損益取引として処理する。同様に、評価換算差額等という現象面のみに注目し、その他包括利益の本質を当期純利益以外の業績とみる向きは少ない。

2. 包括利益一元化論に対する反発

わが国学会には包括利益がもつ情報価値については否定的な意見が多い。たとえば、斎藤静樹編著 [2005] は、「株価の変動に対する会計情報の説明力を検討してきたこれまでの実証研究も、純利益 (earnings) の情報価値を繰り返し確認する一方、包括利益についてはそれに置き換わるだけの情報価値を確認していないのが実情である」(第1章)と指摘する。

この指摘は、“置き換わる”というフレーズから明らかなように、当期純利益を廃し包括利益で代位する「包括利益一元化論」を前提としていると思われる。そうであれば、たしかに包括利益概念は一般に馴染みがなく、しかも連結貸借対照表と株主資本計算書を分析しなければ得られない包括利益情報は証券アナリストの関心を呼ばず、それが当期純利益に代位するような事態は歓迎されない。

しかしながら、上記Ⅲ章でみた総合商社における AOCI の著しい減少ぶりは、未曾有の金融危機という特殊事情によるものではあるが、当期純利益だけではなく、株主持分の変動に係る情報が必要であることを示している。もちろん、2009年3月の株価が「1株当たり純資産」⁶⁾を若干下回る水準まで下落した事実は、必ずしも AOCI の減少によって説明できるものではないが、OCI を含まない1株当たり純利益以上に株価連動性が高い。また、当期純利益に置き換わるのではなく、純利益と併用される包括利益にはコスト以上の情報価値があることは常識的に認めざるを得ないところであろう。株式公開企業における所有と支配の分離により経営者が果たすべき受託責任論(国際会計基準概念フレームワークがいう *stewardship*) からみても、所有者が委託した経営資源がどれだけ増減したかをきちんと報告することによって果たされなければならない (par. 14)。

藤井 [2007] は、第6章(業績報告と利益概念)では「包括利益一元化論」の系譜を詳細に分析しているが、第3章(利益概念と情報価値)ではその方向性について次のように批判している。「純利益から包括利益への利益測定の重点移行という基準設定の方向性を主導してきたのは、画一的ルールを採用によって会計的判断から「経営者の意図」を極力排除しようとする基準設定者たちの規律思考であった」。また、「企業行動とその結果が「経営者の意図」の所産

に他ならないから、このような基準設定は、「現実的妥当性を本質的に欠いたものと評さざるを得ないのである」。なぜならば、「情報の送り手の行動が、送り手自らが送り出す情報によって影響を受ける」からである。

この批判も当期純利益を廃止する「包括利益一元化論」を前提とすればその通りであるが、「包括利益二元観」には当てはまらない批判であろう。

また、「経営者の意図」を認めるか認めないか、その功罪は一律に決めつけられないからだ。わが国基準を国際会計基準と比較すると、減価償却制度ひとつとってみてもわが国の会計実務ではルール主義が徹底し、経営者判断が働いていない。有価証券の保有意図による分類会計では、経営者の「長期的業務提携戦略に基づく合理的意図」、「恣意的な益出しのための分類変更」、「金融情勢や財務戦略の変化に対応するための分類変更」が交錯しているのが実情である。つまり合理的な保有意図が終始一貫して守られているわけではない。厳密に守らせるような実務指針は金融危機で見直しを迫られたのである。経営者の意図による分類や分類変更は排除して比較可能性を高めることにこそ合理性があるといえよう。

「情報の送り手の行動が、送り手自らが送り出す情報によって影響を受ける」という指摘は正しいが、純利益重視・包括利益軽視の会計報告批判にも使える。というのは、わが国企業経営者が株の持合いを増やすことによって株価変動リスクに曝されたポジションを拡大するリスクに無頓着であった一因は、包括利益概念に不馴れだったからである。ただし、米国基準による連結包括利益計算書を報告している企業経営者にしてリスク感覚を欠如するに至ったということは、会計基準だけの問題ではなく、投資家を含む企業社会全体のリスク感覚の問題である。

3. 包括利益をプロフォーマ利益と同一視する意見

岡部 [2006] は、包括利益を資産負債アプローチによる純利益とみて、次のように定義する。「包括利益とは純資産への影響という側面から定義されており、その源泉を問うものではない。いかなる源泉であれ、結果的に純資産を増加させるものはすべて包括利益に集約される。このため、通常の事業活動によるものだけでなく、臨時的項目、異常項目、特別項目などと呼ばれる非正規項目も、すべて包括利益に包含される。」

続いて、包括利益の一部が損益計算書からはずされる場合を数合わせゲームによるプロフォーマ利益と同一視し、損益計算書から除外されるものは意思決定に有害とみなされる雑多なものであり、夾雑物、邪魔者、ガラクタであるという。

プロフォーマ利益とは、制度会計による当期純利益から非反復的な損益などを排除して、投資家の気を引くように組み替えた利益である。元 SEC 委員長の表現によれば創造会計 (creative accounting) であり、数合わせゲーム (numbers game) の一種である (Mulford and Comiskey, 2002, Chapter 1&10)。

EBITDA (金利・税金・償却費控除前の稼得利益) がその典型であるように、恒常的な営業

キャッシュフローの予測に資すように作られた数字,あるいは経営者が望む数字への改ざんである。

ここで問題となるのは,数合わせゲームとしてのプロフォーマ利益とこれから国際会計基準への移行を控えて議論的になる包括利益を同じ組上に乗せることがはたして適切なかどうかである。具体的には,損益計算書を迂回して資本に直入される OCI 項目は,はたして非正規項目であり,意思決定に有害とみなされる雑多なものであろうか。

岡部 [2006] は非正規項目を“ガラクタ項目”と呼ぶが,わが国の米国基準採用企業が対象とする項目をみても,対象項目は限定されており,株主にとっては持分の1部であり,その他の利害関係者にとっても重要な情報を提供する開示である。よって数合わせゲームとは区別して論じるべきであろう。

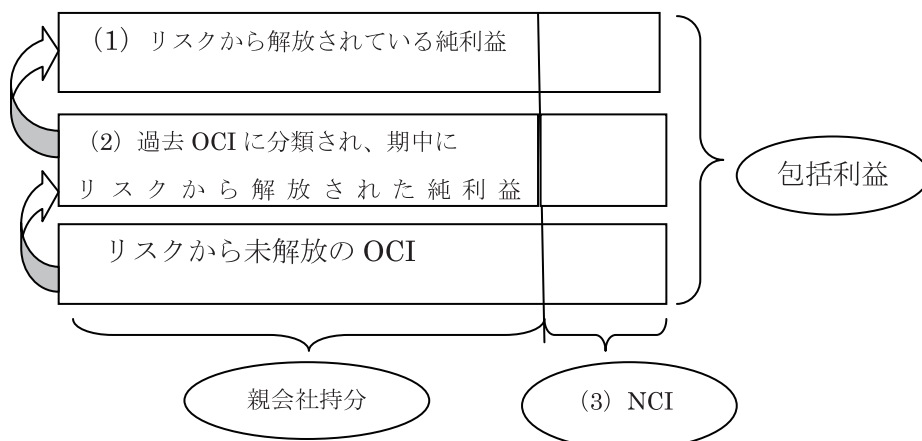
より重要な問題は,いかなる規準によって経常的と臨時的,正常と異常,普通と特別を区分するのかであり,最終的には包括利益とは何かである。

4. 「リスクからの解放」という区分基準

斎藤 [2005] は,包括利益と純利益との関係について,次のようにいう。「包括利益のうち,(1) 投資のリスクから解放されていない部分を除き,(2) 過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加え(リサイクル),(3) 少数株主持分を控除すると,純利益が求められる。」(討議資料『財務諸表の構成要素』12項)

上の区分要領は図表5に表わすことができる。ここでは,100%未満子会社の評価・換算差額等については,新連結会計基準(2008年)にしたがい,親会社持分と上記(3)の少数株主

図表5 包括利益と純利益とのリスク区分規準



(出所: 斎藤『討議資料』より作成。NCIは新連結会計基準により区分。)

持分に (non-controlling interest, 以下“NCI”という) 区分している。

ここで問題となるのは、「リスクからの解放」とは何かである。『討議資料』59項によれば、「リスクからの解放」とは、投資の目的にてらして「不可逆的な成果が得られた状態をさす。」また、第6章によれば、投資の成果は「リスクからの解放」という概念に用いて判定されることとされているが、広義の実現概念と同一と考えてよいという。広義の実現概念とは実現可能要件を含むようであるが、実現可能とはどこまでをいうのかについての論争ははまだ決着がついていないという。

他方、売買目的有価証券は時価評価益を「リスクから解放」された利益と認識し、事業投資有価証券は売却または清算するまでは「リスクから解放」されていないから時価評価損益は認識しない(取得原価で据え置く)というように区分できるという。そこまでは納得できるとしても、「売買目的有価証券」の評価差額は当期損益とする一方、「売却可能有価証券」(available-for-sale securities, わが国では「その他有価証券」)については、時価評価するにもかかわらず評価差額を資本直入するが、その区分処理は理論的にも実務的にも根拠薄弱である。第1の理由は、短期売買目的か長期保有目的かは金融環境の変化と企業の財務方針によって変わるのが実態だからである⁷⁾。第2の理由は、企業としては金融商品を保有する限り「リスクからの解放」はあり得ず、ヘッジ取引を含めてポジション管理するのが現実の実務である。通常の商品売買における収益認識では、代金の回収可能性を吟味したうえで販売し、商品の所有権または支配権・利用権が他者に移転した時点で売掛金を計上するから、とりあえず「リスクから解放」が実現利益認識のメルクマールとなる。当期純利益は営業リスクから一応解放されているとしても、また未回収売掛金については十分に貸倒引当金を設定済みであっても、剰余金が現金および現金等価物以外の有価証券等で運用されている部分は市場リスクから解放されていない。そのリスクを度外視すれば“頭隠して尻隠さず”となる。第3に、実現利益は資金的に再投資に振り当てることが多い。具体的には設備投資、在庫投資、R&D投資、有価証券投資。それらはすべてリスクを伴う。リスクなき投資はあり得ない。いずれにせよ、「リスクの解放」は、純利益とOCIに区分する基準としての機能はきわめて限定的である。

Knight F. H.[2006] (リスク・不確実性・利益) がいうように、われわれが住んでいるのは変化する世界、不確実性の世界である(第7章)。不確実性がない安定した静的世界では、ひたすら行為し活動すること(たとえば商品を製造し販売すること)に没頭してよいが、ひとたび不確実性が入ると、行為し活動するよりも、何を如何に行うか(what to doやhow to do, たとえば消費者の欲求を予測すること)を決断することが最も重要となる(第9章)。

V. IASBによる包括利益報告モデル開発

1. IAS 1号(2007改訂版)は、損益計算書による純利益の地位を後退させて包括利益計算

書 (Statement of comprehensive income) に置き換え、貸借対照表は財務ポジション計算書 (Statement of financial position) によって置き換えている。包括利益計算書はすべてを含む一計算書方式だけでなく、当面は当期純利益を示す損益計算書を残し、純利益プラスその他包括利益 (OCI) を表示する包括利益計算書から成る二計算書方式の選択することを認めている。

① 一計算書方式：損益の **function** 別計算による当期純利益+OCI=包括利益計算書

② 二計算書方式：損益の **nature** 別計算による当期純利益=損益計算書

当期純利益+OCI=包括利益計算書

上記②は、①による業績報告への移行措置である (par.BC50)。②を最終目標とする理由は、①当期純利益とその他包括利益 (OCI) は、損益の概念フレームワークに照らしても本質的な差異はないからであり、包括利益は財務ポジション計算書や株主持分変動計算書とリンクさせて (株主取引による変動を除く) 認識すべきだからである。

なお IAS 1 号は、OCI 各項目について、または OCI 全体について税効果計算と税後利益を表示し、当期純利益へのリサイクル調整開示と支配・非支配持分への配分開示を求めている。

2. ディスカッションペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」(2008年)

予備的見解は、かねて予告していたとおり、損益計算書は廃止して、包括利益計算書による1計算書方式 (図表6参照) に絞るとともに、財務ポジション計算書およびキャッシュフロー計算書との連携を示す報告モデルを提案している。

財務諸表の表示区分はキャッシュフローを中心として、事業活動 (営業活動、投資活動別内訳および合計額) と金融活動に分ける。金融活動は非所有者取引と所有者取引に分ける。継続事業と非継続事業に分ける。税金は継続的営業活動に伴うもの、非継続的営業活動に係るもの、OCIに係るものに分ける。

したがって、貸借対照表に代わる財務ポジション計算書は、事業の部では営業資産負債と投資資産負債別小計と合計、財務の部では金融資産負債、さらに税金の部、非継続事業の部、Equityの部に分類する。キャッシュフロー計算書では事業用資産負債に対応するキャッシュフローには直接法を適用する⁸⁾。包括利益計算書は、上記分類の資産を収入に、負債を費用に置き換え、OCI (税引後) を示すことによって作成する。3表をキャッシュフロー分類で横並びにつなげると、企業の結合財務像 (cohesive financial picture) を示すことができるという。複雑性が高まり比較可能性が低下すると懸念する声も聞かれるが、抜本的な改革であるだけに実施までには相当な年数を要するであろう。

図表6 予備的見解による包括利益計算書のフォーマット

Statement of comprehensive income (包括利益計算書)	
Business (事業)	
Operating (営業)	
Sales (売上高) — 卸売, 小売別, 収益合計	
Cost of Goods Sold (売上原価) — 原材料, 労務費, オーバーヘッド (償却費, 輸送費, その他別), 棚卸資産低価法適用額, 陳腐化損傷額	売上原価合計
Gross profit (売上総利益)	
Selling expenses (販売費) — 広告宣伝費, 人件費, 不良債権償却費, その他, 合計	
General & administrative expenses (一般管理費) — 人件費, 償却費, 年金, 株式報酬, リース負債利子, R&D, その他, 合計	
Other operating income, expenses (その他営業収益費用) — 関連会社A持分利益, 固定資産売却益, キャッシュフローヘッジ実現益, 売掛金売却損, のれんの減損, 合計	
	Total operating income (営業利益合計)
Investing (投資)	
Dividend income (受取配当金)	
Realized gain on available-for-sale securities (売却可能有価証券実現益)	
Share of profit of associate B (関連会社持分利益)	
	Total investing income (投資利益合計)
	Total business income (事業利益合計)
Financing (財務)	
Interest income (受取利息)	
	Total financing asset income (金融資産利益合計)
	Interest expenses (支払利息)
	Total financing liability expenses (金融負債合計費用合計)
	The Net Financing Expenses (金融費用純額)
Profit from continuing operations before taxes and other comprehensive income (税金およびその他包括利益前, 継続事業利益)	
Income Taxes (法人税等)	
	Net profit from continuing operations (継続事業当期純利益)
Discontinued Operations (非継続事業) — 税効果後非継続事業損失	
	Net Profit (当期純利益)
Other Comprehensive Income (after taxes) — 項目別その他包括利益 (税引後)	
	Total Comprehensive Income (包括利益合計額)
	Basic EPS& Diluted EPS (1株当たり情報)

3. 顕著になる OCI の暫定的性格

当期純利益は、上記予備的見解によるフォーマットでもそうであるが、包括利益計算上のサブトータルとして残り、決して消えて無くなるわけではない。資産負債項目との関係やキャッシュフローとの関係を重視し、資産とキャッシュインフローを伴わない収益の存在感は薄れる。営業活動から得られる当期純利益は、投資活動と金融活動をも含めたトータルな業績を判断するための一指標にすぎなくなる。当期純利益が重要指標として存続するには OCI を吸収するほかないであろう。OCI はもともと取得原価・実現基準による当期純利益と公正価値・発生基準との狭間をつなぐ暫定的性格の表示科目であるから、いまの OCI がこのまますべて存続する理由もない。

他方、資産負債と関係、キャッシュフローとの関係で示される当期純利益が包括利益に占める地位は OCI に比べて圧倒的に大きくなるであろう。だからこそ、OCI をできるだけ当期純利益へ移動させる会計基準が開発されつつあるのである。

3. OCI を当期純利益へ移動させる論理と会計基準の開発

(1) 金融商品全面時価評価論

JWG ドラフト基準 (JWG [2000]) は、金融商品およびその類似商品 (コモディティ等純額決済可能な非金融商品取引を含む) の全面時価評価会計を推進するため、次のような論理を展開した。すべての金融商品は契約であり、キャッシュフローを受取るまたは支払う契約上の権利または支払う義務であるから現在の状況で評価する公正価値測定がふさわしい。他方、棚卸資産やプラントのような非金融資産は将来キャッシュフローとの関係が間接的で非契約的であり、生産過程または収益生成過程でいかに効率的に使用されるかによって価値が左右されるから、取得原価または低価法で計上されても通常は不都合がない。こうした資産の属性または機能的特徴の違いによって複数の価値測定方法や併存会計を正当化したのは、事業用資産の取得原価会計はそのまま継続することを認めるから、金融商品全面公正価値会計には反対しないようにというメッセージが込められていた。これは金融商品を保有目的によって処理を変える有価証券会計を全面公正価値測定に切換える論理だったのである。

(2) ヘッジ会計不要論

JWG ドラフト基準はまた、金融商品の公正価値変動は、その変動が発生した期の損益として認識されるべきで事象であり、繰延ヘッジもキャッシュフローヘッジも認められるべきではないと結論付けた。利得は負債ではなく、損失は資産ではないからである。「戦略的」目的によって保有される金融商品についても、トレーディング目的で保有する持分金融商品と本質的に異なることなく、いずれも同一の権利とリスクエクスポージャーを有するからである。海外子会社株式も親会社単体では円貨で固定しても連結では為替変動リスクにさらされている。よって、保有目的によって金融商品の価値測定と損益処理を異にする現行実務は、本来 off-balance であった資産負債の増減項目を on-balance 化するためであった。その増減を純利益に反映せず累積その他包括利益 (Accumulated OCI, AOCI) にプールする処理は、暫定措置としてはやむを得ないとしても、今後の漸減を期したのである。

(3) Fair Value Option (IAS39, SFAS159)

IASB は、JWG 公開草案 (2000) 後も、金融商品会計を単純化するために、完全公正価値会計の実行を再度試み、欧州中央銀行 (ECB) の反対にあって再び頓挫した (Ernst Young International GAAP 2005)。

しかし、米国では、複雑なヘッジ会計に頼ることなく、金融資産負債の公正価値測定範囲を拡大するために、報告利益の変動を緩和する **Fair Value Option** 会計基準が実施されている。海外子会社投資は対象外であるが、海外関連会社など持分法適用の投資も対象とすることができる。売却可能有価証券も満期保有目的有価証券も当選択肢の対象とすることができるが、その場合、トレーディング目的有価証券と同じ損益処理をするが、このカテゴリーに指定した金融資産負債は、その資産を保有するかその負債を発行している限り、他のカテゴリーへの変更は認められない。

なお格付け低下に伴って金融負債を公正価値測定すれば益出しとなり、金融資産の含み損失については損益計算書を迂回することなく剰余金処理するなど、公正価値測定範囲を拡大するあまり恣意的に使われ易いのがこの基準の欠陥である。

(4) 確定給付年金費用のうち過去勤務費用

IAS19 と SFAS87 では、確定給付年金費用のうち過去勤務費用および数理計算上の差異(遅延認識項目)は、オフバランスのまま定期的に償却することなく、一定限度以内であれば「その他包括利益」に税引き後の数値で表示する方法(いわゆる“回廊アプローチ”)を原則としている。もっともこれは最小限度の償却計算方法であるから、即時償却や償却期間の短縮も認められるが、IAS19の改訂案は回廊アプローチと即時償却の選択肢を取り除こうとしている。

4. その他包括利益(OCI)を最小化する企業行動

OCIの変動リスクを強く意識している企業はすでにそれを最小化する次のような対策を講じており、IASB と FASB は AOCI を経由することなく直接損益認識する会計基準を開発する方向にあるように見受けられる。たとえば、その他有価証券(**available-for-sale securities**)の評価差額については、企業は既存持合株式の保有意義を見直し、保有目的を変更し処分する傾向にある。新規持ち合いを抑制することはいうまでもない。また、在外子会社投資の為替換算差額については、企業は投資ポジションを為替リスクポジションとして管理し、長期外貨借入金を増やすことによって今後の円高リスクをミニマイズする動きが活発化している。なお、IAS39によればデリバティブ以外の現物金融資産負債をヘッジ手段として指定することは、為替変動リスクのヘッジに限って認められる(par. 72)。

VI. おわりに — 包括利益の増減と資産の効率管理

収益費用対応による当期純利益に永年慣れ親しんできた人々にとっては、包括利益という不馴れな概念は、受入れるにしても、馴染むには時間がかかるであろう。OCIは通常の事業活動とは無関係に、株価や為替相場の変動によって増減するものであり、通常の事業活動が順調

であっても包括利益段階では大赤字に陥ることがある。当期純利益では黒字、包括利益では赤字という総合商社の事例は、投資家など外部の利害関係者に対する情報価値と企業内部のリスク管理に及ぼす意義の両面から考察する必要がある。為替相場や株式相場の変動リスクに曝されたリスクポジションは巨額に達していた一方、相場変動リスクに対するヘッジ活動がいかに行き届いていなかったかを物語っているが、利害関係者にそのことへのリスク認識はあったとしても、損益計算書の当期純利益中心では、貸借対照表上のリスクポジションと潜在的損失に対する関心が乏しくなり、リスクマネジメントがおろそかになっていた可能性がある。制度としての財務会計報告が対象外とすれば、管理会計面も疎かになる例であり、「情報の送り手の行動が、送り手自らが送り出す情報によって影響を受ける」のであるから、財務会計と管理会計は別々であってはならず、連携させなければならないのである。

国際会計基準の時代になれば、ストック重視型の会計報告形式に変わり、当期純利益だけではなく、それが剰余金の運用や投資に係るリスクマネジメントにバックアップされてはじめて業績として評価されるであろう。

金融危機よりもはるか以前に、取得原価よりも公正価値測定を重視する風潮について、R・マテシッチは次のように述べた⁹⁾。「財務諸表の利用者がなす意思決定を、少なくとも経営者がなす意思決定と同程度にレベルアップしようとする意思転換によってもたらされたものであり」、「伝統的な会計が資産の保全管理を強調しすぎて、資産の効率管理をなおざりにしすぎてきたことに人々は痛く目覚めてきたといつてよい。」

当期純利益という期間業績中心の財務報告は、経営者が株主から委託された資産をどのように運用しどれだけの成果を得たかを報告するが、株主持分である純資産の維持努力の過程やその結果としての増減説明には充分ではない。このような業績判定上の欠陥を補うのが包括利益計算書であり、断片的な利益のフロー情報から残余利益をいかに維持増大したかを示すストック情報が求められているのである¹⁰⁾。

註

- 1) 経済学者ボールディングは、利益は「2時点間における純資産価値 (net worth) の増加」と定義した (Boulding [1962])。彼は純資産価値の経済学的な増加要因を、①資産の転換 (製造と販売)、②資本取引、③再評価の3つに分けて分析したが、過去と現在を重視する取得原価・実現基準による会計は、資産の再評価は行わず、棚卸資産については販売時に行うに止め、それまでは取得原価を簿価としてきた。会計は①と③を1取引として同時に行っているとみた。他方、将来の利益最大化行動の可能性を分析する経済学は、2つの本質的に異なるオペレーションを切り離す。過去こうだったからといって将来予測には必ずしも役立たないからである。以上のようなボールディングの主張から、2つの利益観の対立は、取得原価主義会計と公正価値測定会計の違いに根ざすことが分かる。

- 2) Barker R.[2004] は、①の取引が経常的業務か臨時的業務かという業務性 (operational) については、企業の業種によって決まることであり、規準 (criterion) を基準 (standard) として標準化して一線を画すことは不可能であるという。たしかに、かつて製造業企業にとって副次的であった財務活動はいまや本業との一体性を高めているだけでなく、財務活動は金融機関にとってはいうまでもなく本業である。土地建物など事業用固定資産の売却は臨時特別な取引であるが、不動産業者にとっては棚卸資産の営業活動である。②は①とオーバーラップする。反復的 (recurring) かどうかは、これまた一線を画すことはできず、事象ごとに判断しなければならない。
- 3) 醍醐聰 [2009] わが国金融機関が保有する「その他有価証券」は短期売買されるものが多く、「短期売買目的」と「その他有価証券」を区分する意義が乏しいと指摘し、「その他有価証券」区分の廃止を提案している。
- 4) ノンプロフェッショナルの投資家判断には、1 計算書形式の包括利益計算書がベストであるという実証研究がある (Maines, et al.[2000])。当然の結果であり、プロフェッショナルにとっても1 計算書方式が便利であろう。
- 5) 会社法 (2005年成立) は、第198条では連結貸借対照表の純資産の部は、イ 株主資本、ロ 評価・換算差額等、ハ 新株予約権、ニ 少数株主持分と区分するよう求める。他方、第126条では、前期損益項目も表示できる包括主義の損益計算書等に、包括利益に関する事項を表示することを認めている。
- 6) 「1株当たり純資産額」を算定するときの純資産には、純資産合計額から、新株予約権、少数株主持分等を控除するが、評価換算差額等 (AOCI) は含まれる (企業会計基準適用指針第4号, 35項)。
- 7) 最も激しく株価が下落した2009年3月期には、東京三菱 UFJ 銀行は75兆円の「その他有価証券」を売却し、4,645億円の売却益と3,331億円の売却損を計上した。また、「売買目的有価証券」であった外国債券5,163億円を「満期保有有価証券」に、同じく「売買目的有価証券」であった国債等2,979億円を「その他有価証券」にそれぞれ区分変更した。
- 8) キャッシュフローを中心に据えるのは、会計発生高には会計方針の選択・変更を通じて経営者の意思が反映されるのに対して、キャッシュフローにはそのようなバイアスが含まれない。とくに収益認識における客観性と比較可能性が高まるが、わが国企業における実務では連結財務諸表データから間接法によって連結キャッシュフローを作成しているのが現状である。
- 9) R・マテシッチ, 越村信三郎監訳 [1974]『会計と会計分析方法 (下巻)』第5章 (評価理論の一般化), 同文館出版
- 10) ポール・ミルグロム, ジョン・ロバーツ『組織の経済学』(1997年, 奥野正寛ほか訳) によれば、所有には残余コントロール権と残余請求権がある。前者をフローとしての当期純利益支配権、後者をストックとしての包括利益支配権とみなせば、経営者としては双方を適切に報告す

ることにより受託責任を全うすることができる。そのためには、利益観の拡大と業績インセンティブの対象設定にも新たな組み合わせが必要になる。

主要参考文献

- Barker R. [2004] “Reporting Financial Performance”, *Accounting Horizons*, Vol. 18, No. 2
- Boulding K. E. [1962] “Economics and Accounting : the Uncongenial Twins” in Baxter W.T. et al, *Studies in Accounting Theory* Sweet & Maxwell Limited
- Cauwenberge P. et al. [2007] “On the IASB Comprehensive Income Project : An Analysis of the Case for Dual Income Display”, *Abacus* Vol. 43, No. 1
- Edwards E. O. & Bell W. B. [1995] *The Theory and Measurement of Business Income*, Garland Publishing, Inc.
- IASB [2008] Discussion Paper, Preliminary Views on Financial Statements Presentation
- JWG[2000]*Financial Instruments and Similar Items*. 日本公認会計士協会訳 [2001] 『金融商品および類似項目』
- Knight F.H. [2006] *Risk, Uncertainty and Profit* Dover Publications, Inc.
- Maines, et al. [2000] “Effects of Comprehensive-Income Characteristics on Nonprofessional Investors’ Judgments : The Role of Financial-Statement Presentation Format”, *The Accounting Review*, Vol.75, No.2.
- Mattessich R. [1964] *Accounting and Analytical Methods*, Schholars Book Co.
- 越村信三郎監訳 [1974] 『会計と会計分析方法』, 同文館出版
- Mulford and Comiskey, [2002] *The Financial Numbers Game*, John Wiley & Sons Inc.
- Zeff S.A. [2002] “Political Lobbying on Proposed Standards : A Challenge to the IASB” *Accounting Horizons*, Vol. 16 No.1, American Accounting Association).
- 岡部孝好 [2006] 「包括利益からの離脱と収益費用項目の裁量的分類」『会計』第169号第6巻
- 斎藤静樹編著 [2005] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学』, 中央経済社。
- 醍醐聰 [2009] 「金融商品の保有目的別会計の抜本的改編」『企業会計』Vol.61 No.7.
- 武田隆二 [2008] 「純利益 vs. 包括利益 — 論争の深層を探る」『企業会計』Vol.60 No.10~12

What is profit? What is Performance?

— Comparison of Informative Value : Net Profit vs. Comprehensive Income —

Takashi Fujita*

Abstract

The IASB in its *Preliminary Views on Financial Statement Presentation* [2008] has proposed a new format model for financial statements. The Statement of Comprehensive Income requires an entity to present net income, which is to be disaggregated into business and financial activities, and into continued and discontinued operations in relation to each category of cash flows, with the addition of Other Comprehensive Income (OCI).

In Japan, both business and academic circles have never shown a favorable reaction to such IASB initiatives, because only net income has been believed to be a reliable measurement of performance. OCI has never been regarded as an appropriate heuristic for decision making.

However, the recent financial market crisis has caused big changes of net equity in Japanese companies' balance sheets due to sharp fluctuations of both stock market prices and the exchange rates of foreign currencies against yen.

From these changes, we can derive a significant message about the need for market risk management and accounting reports inclusive of OCI.

Key words

Net income, Other comprehensive income, Accumulated other comprehensive income, IAS 1, IASB's Preliminary Views [2008]

* Correspondence to : Takashi Fujita
Graduate School of Management, Ritsumeikan University/Professor
1-1-1 Noji-higashi, Kusatsu-city, Shiga 525-8577 Japan
E-mail : tafujita@ba.ritsumei.ac.jp